

様 式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19（共通）

科学研究費助成事業

研究成果報告書



平成 30 年 10 月 11 日現在

機関番号：32716

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2017

課題番号：26884065

研究課題名（和文）音楽理論と論理学の融合-17世紀イングランドの音楽理論書とラムス主義

研究課題名（英文）Ramism and Seventeenth-Century Music Theory Book

研究代表者

三城 桜子（Mishiro, Sakurako）

昭和音楽大学・音楽学部・非常勤講師

研究者番号：80738120

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究では、17世紀イングランドの音楽理論書とラムス主義との関連を考察する目的で、ラムス主義の影響が示唆された事例について個別的な調査を行なった。ラムス主義の教科書と音楽の理論的著作との比較分析、ラムス主義の影響を受けているとされる著作が引用・言及されている状況の調査、イングランドの著作が現存する備忘録の調査を通じ、ラムス主義とのつながりを示す具体的な内容が判明した。

研究成果の概要（英文）：This project aimed to consider the influences of Ramism in the music theory books from the seventeenth-century England.

研究分野：音楽学

キーワード：音楽理論書

1. 研究開始当初の背景

申請者は、本研究に先立ち、それまで等閑視されていた十六世紀から十七世紀のイングランド音楽理論書におけるヨーロッパ大陸の理論の影響を詳細に検証した。イングランドの理論書がもっぱら「実践的な」内容（例：音の読み方、作曲の仕方）を扱っている一方、ヨーロッパ大陸では、より「思弁的な」内容（例：音楽の定義、音の高さの数学的な記述）を含むという違いを理由として、先行研究では、「イングランドの音楽理論書には大陸の音楽理論の影響がほとんどない」という単純な見方がなされていた。しかし、イングランドの音楽理論書にはヨーロッパ大陸の理論書への言及が数多くみられ、両者の関係を詳細に検討することは、イングランドの音楽理論書の実相を捉える上で欠くことのできない視点であった。検証にあたっては、イングランドの理論書の中で引用・言及されているヨーロッパ大陸の理論家および理論書をすべて列挙し、引用元（原典）の大陸の理論書の特定を行なった。次に、個々の事例において、ヨーロッパ大陸の理論がいかなる仕方でも引用され、取り入れられているのか、また、どのような目的で言及・引用されているのかを、原典史料との比較対照によって検証した。対象としたのは、次の3種類の史料である。(1) 1560年頃から1670年頃に英で出版された音楽理論書、(2) 英の音楽理論書で引用・言及されている大陸の理論書、(3) 十七世紀に英で出版された大陸の理論書の英訳（原著者はオルニトパルクス Ornithoparcus, Descartes, Alsted）。そこから明らかになったことは、イングランドの音楽理論書が、ヨーロッパ大陸の音楽理論のなかでも特にドイツ語圏（イタリアやフランスではなく）の理論書にその記述内容を拠っていることである。以上のような、イングランドの音楽理論書におけるヨーロッパ大陸の理論の影響が明らかになる過程でキーワードとして浮かび上がってきたのが、フランスのペトルス・ラムス Petrus Ramus (1515-1572)である。

十六世紀にラムスが再編成した論理学・修辞学は、そのアリストテレス主義批判と、知識の体系化・単純化で知られ、「ラムス主義 Ramism」として、北ヨーロッパにおける文学、哲学から科学史に至るまで幅広い分野で盛行した。本研究における「ラムス主義」とは、ラムスの著作ならびに教え（パリ大学での授業等）に基づく論理学、修辞学、教育に関する諸理論の集合体を指す。ラムスは論理学を「良く議論する術」(ars bene disserendi)と定義し、論理学と修辞学に含まれる技法を整理したことで知られる。だが、その実際的な目的は、スコラ学に基づく従来の教育カリキュラムの非効率的な点を改善することにあった。すなわち、論理学を含む自由学芸(liberal arts)の教育を改革し、あら

ゆる学問を教える際に応用できる統一的な「方法」(method)を提示することにあった(Mack, 2011 他)。

2. 研究の目的

先述のとおり、イングランドの音楽理論書におけるヨーロッパ大陸の音楽理論からの影響が明らかになる過程において、このラムス主義との関連が示唆される事例が複数みられた。そこで、本研究は、それらにおけるラムス主義との関わりを個別に調査することを目的とした。

これまで、ラムス主義の影響は他の分野において指摘されているが、音楽理論、音楽理論書における影響を取り上げた研究は、申請者の知る限り、まだない。十七世紀イングランドの音楽理論書とラムス主義の関連性は、イングランドの音楽思考や理論書記述の諸相を捉える上でも、イングランドにおけるラムス主義受容の観点からも網羅的調査に値する。

3. 研究の方法

本研究で取り上げるラムス主義との関連が示唆された事例は、以下である。一つ目は、(1)チャールズ・バトラー Charles Butler 著『音楽の原理 *Principles of Musik*』(1636)を対象とするもの、次に(2)ドイツ語圏で出版され、イングランドの著者たちに引用・言及されていたベウルシウス Beurhusius 著『音楽基礎論 *Erotematum musicae*』に関する状況、そして最後に(3)ウィリアム・バーズ William Bathe の著作を取り巻く状況である。

(1)『音楽の原理』(1636)の著者であるチャールズ・バトラーは、修辞学者としても知られ、バトラーの『修辞学二巻』(1598)は、ラムス主義の修辞学の教科書として、当時広く採用されたとされる(Howell, 1956)。そこで、まず、バトラーがラムス主義をどのように捉えていたのかを把握するため、『修辞学二巻』を読解し、『音楽の原理』との比較分析を行う。その際、『音楽の原理』のなかで、ラムスの著作で用いられている修辞学・論理学の用語が踏襲されているか、また『音楽の原理』の内容、構成順序、論理の展開にラムス主義の手法が用いられているかということを中心に検証する。

(2) ドイツ語圏で出版されたベウルシウスの『音楽の基礎論 *Erotematum musicae*』は、十六世紀から十七世紀にイングランドで書かれた四つの理論的著作において引用・言及されている。そして、『音楽の基礎論』の記述にはラムス主義の強い影響が指摘されている(Kirsby, 2001; Pace 2006)。

そこで、ここでは、ラムス主義とベウルシウスの著作が複数のイングランドの理論的著作で用いられている背景について調査を行う。

(3) ベウルシウスの『音楽の基礎論』に言及しているイングランドの著者の一人、ウィリアム・バーズの1584の著作『簡明な音楽入門 *A Brief Introduction to the True Art of Music*』は、スコットランドの大学でラムス主義の教育を行なったアンドリュー・メルヴィル Andrew Mellville の備忘録にのみ完全な形で現存している。このことが、ラムス主義とバーズの関係を示すものであるかどうか、バーズの著作が、どのような位置づけの著作としてメルヴィルの備忘録に書き入れられているのかを、備忘録全体の調査によって検討する。

4. 研究成果

(1) 前述のとおり、まず、バトラーとラムス主義のつながりを直接的に示す事柄として、バトラーの著した『修辞学二巻』(1598)がラムス主義の修辞学のテキストとして広く用いられた事実を確認しておく必要がある。実際、『音楽の原理』にも、修辞学と音楽を結びつけた記述の存在が判明しており、先の事実と合わせて、バトラーの音楽理論の展開とラムス主義との結びつきを示唆している。次に『音楽の原理』におけるラムス主義の影響については、『修辞学二巻』と『音楽の原理』(1636)の比較分析から、『音楽の原理』において引用されている著者と同一人物が『修辞学二巻』においても複数みられる等、『修辞学二巻』と『音楽の原理』には、書かれ方に関する共通項が見いだされた。また、関連する調査のなかで、ラムス自身が行った教育改革と、バトラーが提唱した綴り字法とのつながりも示唆された。ラムスは、音楽を含む自由七科の基になるものが文法であるとした。また、母語で学び書くことは、外国語を学ぶことよりも物事の核心に近づけるとして、1562年に自ら考案した綴り字法を用いて、フランス語のはじめての文法書を著した。一方、バトラーもまた、独自の英語の綴り字法を考案し、1633年に英語の文法書を著している。両者に共通することは、実際の発音により近い形の綴り字法をめざしたということである。そして、『音楽の原理』もまた、この綴り字法を用いて書かれている。音楽史における『音楽の原理』の重要性は、ヨーロッパ大陸とは異なるイングランド特有の音高組織(「3つの音階システム」)をイングランドの理論家のなかで最も明確に記述し、18の「音階型」を提示した点にある。これまでに申請者が行った研究では、これらの「音階型」が、理論上の構築物にとどまらず、当

時の実際の音楽作品の「調」を説明するものであることが明らかになっている。バトラーの「音階型」は、6つの開始音と当時の終止音の規則に従って「3つのイングランドのシステム」を可能な限り展開した形である。よって、その理論の構築は、ラムス主義で特に強調されている知識の体系化(学芸の知識を体系的に提示すること)を実践している可能性が推察される。今後の課題として、バトラーの綴り字法で書かれた『音楽の原理』以外の著作にも目を向け、それらにおけるラムス主義との関連を調査すること、またラムス主義と宗教の結びつきに注目し、『音楽の原理』の第二巻をラムス主義とプロテスタントとの関連から考察することが必要である。ラムス主義は、イングランドを始めとするプロテスタント地域で高まりをみせた。これは、ラムスが聖バルテルミの大虐殺で犠牲となったプロテスタントであったからという指摘がある(Howell, 1956; Wilson, 2011)。事実、イングランドで初めて出版されたラムスの『論理学』の英訳(1574)でも、英訳タイトルでラムスの宗教的背景が強調されているのみならず、英訳本文にも聖書からの例を追記するということが行なわれている。

(2) ベウルシウスは、ラムスの著作の編者であり、ドイツのドルトムントにラムス主義を根付かせた人物の一人であった(Hotson, 2007)。『音楽の基礎論』が、イングランドの複数の理論書で引用・言及された背景に、ラムス主義の理論書であることが関係しているのか否かについて、申請者は、以下のことに注目した。『音楽の基礎論』に言及しているイングランドの理論家のうち、バーズを除く三者が、『基礎論』に言及する際には、必ずもう一つのドイツ語圏の理論書、ロッシウス Lucas Lossius の『*Erotemata musicae practicae* 実践音楽論』(1563 初版)にも言及している、という相関関係である(ロッシウスの『実践音楽論』もまた、ラムス主義の系譜に属し、プロテスタントの学校で広く用いられた)。この事実は、両者が同時に英国に入った、或いは、二つがドイツ語圏の理論書のセットとして、イングランドの理論家のサークル内で伝わった可能性があり、今後さらに詳細な調査を行いたい。なお、『実践音楽論』には多数の版が存在するが、イングランドの著者たちが使用した版は、1579年以降のものであることが申請者の研究で明らかになっている。

(3) バーズの1584年の著作を完全な形で現在に伝える唯一の史料であるメルヴィルの備忘録は、英国アバディーン大学図書館に所蔵されている。調査により、以下のことが判った。まず、この備忘録は、記された内容から1620年～1640年頃に書かれたものであると推測されること。そして、バーズの著作以

外にも、音楽に関する著作からの引用がバラッド、詩、箴言などとともに含まれていること。音楽に関する内容や教育のために用いられたと考えられる素材が多くみられるのは、メルヴィルは、音楽学校で教鞭をとっていたことと関連していると思われる。バーズ の 1596 年の著作『簡明な歌唱技術入門 *A Briefe Introduction to the Skill of Song*』は、ラムスが批判したアリストテレス主義にその構成を倣っている。その一方で、それまでの冗長な音の読み方のシステムとその教育に反発し、簡明な音の読み方を新たに提唱したという事実は、簡明性の重視という点において、ラムス主義との関連性が推測されるが、バーズ自身の周辺に関する調査を進め、今後もひきつづき検討する予定である。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕

Sakurako Mishiro, ‘Emulation and Imitation: Exploring the German Sources for English Music Theory Books of the Late Sixteenth and Early Seventeenth Centuries’, 20th Congress of the International Musicological Society, 東京, 東京藝術大学 (Tokyo University of the Arts). 2017 年 3 月 21 日.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三城 桜子 (MISHIRO, Sakurako)
昭和音楽大学・音楽学部・非常勤講師
研究者番号：80738120